

# 青森県報

第四千八百八十六号

平成二十八年  
八月十五日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

- クリーニング師試験の施行……………(保健衛生課) ……一
- 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定……………(こども) ……一
- みらい課……………(みらい課) ……一

### 公 告

- 人事管理システムに関する機器等賃貸借に係る一般競争入札……………(人事課) ……二
- 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活) ……三
- 肥料の登録……………(食の安全・) ……三
- 肥料登録の有効期間の更新……………(安心推進課) ……三
- 同……………(同) ……三
- 県文化財の指定……………(文化課) ……四
- 県文化財……………(文化課) ……四

## 告

## 示

青森県告示第五百四十号

平成二十八年クリーニング師試験を次のとおり施行するので、青森県クリーニング業法施行細則(昭和四十五年一月青森県規則第一号)第四条第一項の規定により告示する。

平成二十八年八月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

### 一 試験の期日及び場所

- 1 期日 平成二十八年十一月五日(土)
- 2 場所 青森市大字戸山字宮崎二の二

青森県立青森第二高等養護学校体育館及びクリーニング実習室

### 二 受験願書受付期間

平成二十八年九月五日(月)から同月二十三日(金)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものを有効とする。

### 三 受験願書提出先

- 青森市長島一丁目の一
- 青森県健康福祉部保健衛生課生活衛生グループ

### 四 その他

受験願書は、県内各地域県民局地域健康福祉部保健総室(保健所)、青森市保健所及び青森県健康福祉部保健衛生課生活衛生グループで配付する。

青森県告示第五百四十一号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

平成二十八年八月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
メガ調剤薬局神田店	弘前市大字神田三丁目二の八	平成 二八・ 八・ 一五

## 公

## 告

## 人事管理システムに関する機器等賃貸借に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十八年八月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

## 一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

人事管理システムに関する機器等 一式

## 二 賃貸借期間

平成二十八年十月一日から平成三十三年九月三十日まで（ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、この期間の中途において当該契約を解除することができる。）

## 三 納入期限及び設置場所

入札説明書による。

## 四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成二十七年一月三十日青森県告示第五十八号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成二十八年二月十日青森県告示第八十八号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、物品の製造の請負、買入れ及び借入れの契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿に登録され、かつ、A等級に格付けされた者であること。

3 入札日において、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 納入する機器等について、県で示した仕様を満たすこと及び保守体制が整備されていることを証明した者であること。

## 五 入札に参加する者に必要な資格の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することに於いて次に従い、一般競争入札参加申請書（以下「申請書」といふ。）を提出しな

ければならない。

2 提出部数 一部

3 提出期限等

(一) 入札に参加しようとする者は、申請書に係る資料を添えて、平成二十八年八月二十四日午後五時までに青森県総務部人事課長に提出しなければならず、また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該申請書の内容の変更等に応じなければならない。

(二) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

4 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県総務部人事課組織・人事グループ

電話 〇一七 七三四 九〇四五

六 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県総務部人事課組織・人事グループ

電話 〇一七 七三四 九〇四五

七 入札及び開札の場所及び日時

1 場所 青森市長島一丁目の一

青森県庁舎東棟四階A会議室

2 日時 平成二十八年八月二十六日 午前十時

3 その他 郵送又は電送による入札は、認めない。

八 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十三年三月青森県規則第十号）第三百三十二条第一項第二号の規定により免除する。

九 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

十 落札者の決定方法

賃貸借機器等に要求する仕様を満たされていると判断される申請書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十二 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち六か月分に相当する金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約金額

落札価格をもって平成二十八年度の契約金額とする。ただし、平成二十九年度から平成三十二年年度の各年度の契約金額は、落札価格に十二を乗じた額を六で除して得た額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、平成三十三年年度の契約金額は落札価格と同額とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年八月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十八年七月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人NPO緑

三 代表者の氏名

小笠原 幸恵

四 主たる事務所の所在地

八戸市多賀台二丁目五の六

五 定款に記載された目的

この法人は、青森県内の結婚に対して悩みを持つ未婚者を対象に、結婚情報の提供や出会いの場の提供等を支援する事業を行うことにより、未婚・晩婚化・出生率減少傾向等の、結婚を取り巻く環境向上の促進を図り、地域社会における婚姻率の向上に寄与することを目的とする。

肥料の登録

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第四条第一項の規定により、平成二十八年七月二十九日次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十八年八月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第 三七九号	肥料の種類 混合堆肥複 合肥料	肥料の名称 ノウサン一 番	保証成分量 (パーセント) 窒素全量 五・〇 りん酸全量 一・〇 く溶性りん酸 五・〇 加里全量 六・四 く溶性加里 三・〇 水溶性加里 三・〇 く溶性苦土 一・〇	その他の規 格 公定規格 のとおり	生産業者の氏 名又は名称及 び住所 株式会社農産 技研 十和田市大字 三本木字並木 西一七一の一
----------------------	-----------------------	---------------------	---	----------------------------	---

肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により平成二十八年七月十二日次の肥料の登録の有効期間の更新をしたので、同法第十六条第一項

の規定により公告する。

平成二十八年八月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第 三四七号	肥料の種類 甲殻類質肥 料粉末	肥料の名称 カニ殻	保証成分量 (パーセント) 窒素全量 四・〇 りん酸全量 六・九	その他の 規格 公定規格 のとおり	生産業者の氏 名又は名称及 び住所 岡沼昭良 八戸市白銀台 三丁目三の二
----------------------	-----------------------	--------------	---	----------------------------	---

### 教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第六号

青森県文化財保護条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十六号）第四条第一項及び第二十四条第一項の規定により、次の表に掲げるものを県重宝及び県技芸に指定する。

平成二十八年八月十五日

青森県教育委員会

#### 一 県重宝に指定するもの

種別	名称	員数	所在地	所有者
県重宝	遠山家日記	一一点	八戸市大字糠塚字下道二の一	八戸市

#### 二 県技芸に指定するもの

種別	名称	保持団体
県技芸	津軽塗	津軽塗技術保存会

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭